

鶴岡市立荘内病院院内売店運営事業仕様書

1 施設概要

- ① 名称 鶴岡市立荘内病院 売店
- ② 所在地 山形県鶴岡市泉町4番20号
- ③ 面積 86.23㎡（フラワーコーナー含む）

2 病院及び売店の概要

(1) 病院の規模

病床数 521床

診療科 25科（内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科）

(2) 患者数（平成28年度実績）

年間入院患者数 154,105人（422.2人/日）

年間外来患者数 168,099人（691.8人/日）

(3) 職員数（平成30年1月1日現在 臨時職員含む）

830人

(4) 外来診療日

土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日

(5) 面会時間

午後1時～午後8時

(6) 現在の売上額（現在の売店営業時間：午前7時～午後8時）

売店：115,593,490円（平成28年度年間売上額）

自販機：8,739,680円（平成28年度年間売上額）

3 営業形態

- ① 5「営業内容」を満たすサービスを提供すること。
- ② 当院の既存建物には改修を加えないこと。
- ③ 内装工事、什器設置に係る費用は受託者負担とし、使用許可期間終了後は受託者の費用をもって原則現状復帰すること。
- ④ 当院の販売依頼品（医療・介護用品等）を販売すること。

4 営業日及び営業時間

営業日は原則として年中無休とする。ただし、12月29日～1月3日は時間短縮を認める。

営業時間は午前7時00分～午後9時00分を基本とし、延長が可能な場合はその旨を提案すること。

5 営業内容

(1) 販売品目

- ① 食料品（弁当類、おにぎり、惣菜類、麺類、パン類、菓子類、飲料水、乳製品等）

- ②雑貨
 - ③医療・介護用品等（病院が販売を依頼するものを含む）
 - ④切手・収入印紙・はがき類
 - ⑤雑誌・書籍・新聞
 - ⑥その他売店利用者が必要とするもの
- (2) 販売禁止品目
- ①アルコール飲料、タバコ
 - ②公序良俗に反するもの
- (3) 販売価格の設定
- 標準小売価格を上回らない価格設定とし、できる限り安価に設定すること。
- (4) 自動販売機
- ①1階イートインコーナーに自動販売機を設置し、イートインコーナーを含め管理すること。
 - ②営業時間は24時間とし、転倒防止やゴミ箱の設置等、必要な処置を講じること。
 - ③販売品目については、販売可能な自動販売機の種類を企画提案内容書に記載し、病院と協議のうえ決めること。
- (5) その他
- ①ATMの設置（ゆうちょ銀行を含むこと）、税等の収納代行業務、各種チケット販売、宅配受付業務、コピー・FAXサービス、電子マネー決済等利用者にとって利便性の高いサービスを提供すること。
 - ②コーヒーマシンによるカウンターコーヒーを販売すること。
 - ③加算使用料の算定基礎となる毎月の売上実績額を、POSシステム等により正確に記録すること。
 - ④売店のレイアウトは、小児、車椅子等の利用者に配慮し、意匠等は病院にふさわしいものとする。
 - ⑤販売品目の充実（品切れがない、魅力ある品揃え）販売価格の低減、親切な対応、より便利なサービスに常に努力すること。
 - ⑥その他サービスの充実について提案がある場合はその旨を提案すること。
 - ⑦地場産商品の販売について可能な限り行うこと。
 - ⑧入院棟での院内ワゴン販売を行うこと。（現在行っている4階東西入院棟を基本とする。日時は平日のみで11:45~12:15頃と13:00~13:30頃）

6 運営全般に係る遵守事項

- ①病院の売店は、病院利用者及び職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、病院経営に貢献できる売店経営を行うこと。
- ②店舗内で常駐する従業員は、病院内での売店業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたるとともに利用者に対し、癒しある接客対応に努めること。また、出店事業者は、これを遂行するため、積極的な接客研修の啓発、実施に努めること。
- ③売店の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④毎月当初に、前月分の売上実績額、売上明細書等、病院が求める定期報告を行うこと。
- ⑤食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。
- ⑥目的外使用料、売上実績に応じた加算使用料及び本病院の立替え費用（光熱水費等）等の必要経費については、病院が示す納期限までに確実に納付すること。
- ⑦売店の陳列台、販売商品等の搬入については、病院が指定する時間帯や経路に従うこと。
- ⑧商品補充（売り切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む）など売店の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。
- ⑨売店の販売商品に係る故障、問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。

- ⑩売店の周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないこと。特に、売店から販売廃棄された空き容器等の廃棄物の定期的な回収に配慮すること。
- ⑪その他、売店の運営に関し、病院の指示ある場合は、速やかに対応すること。

7 使用許可に関する条件

- ①使用許可条件等に違反があった場合は、使用許可期間にかかわらず、病院が指定する日をもって使用許可を取り消すものとする。また、売店利用者からの苦情等により、病院が営業について指導したにもかかわらず、一向に改善されない場合は使用許可を取り消すことがある。なお、当該使用許可の取り消しにより事業者に損害が生じた場合であっても、病院はその責任を負わないものとする。
- ②事業者が売店運営を終了する場合は、あらかじめ6ヶ月前に病院にその届出をし、承認を得なければならない。
- ③売店の占有は、毎年、行政財産目的外使用許可申請により条件を付して使用を許可する。
- ④電気機器の設置及び更新は、事前に当院の電気設備担当者に届出し、許可を得なければならない。ショーケース等はできる限り低発熱型の省エネ機器とすること。
- ⑤食中毒、障害等の事故が起こらないよう万全の注意をもって営業すること。万一事故が起きた場合は、受託者の責任において対応し、病院に報告し、必要な補償等を行うこと。
- ⑥常勤の責任者を1人配置すること。
- ⑦緊急時連絡先及び苦情処理体制を明確にした書類を病院に提出すること。
- ⑧従業員は、院内では制服を着用し、名札を着用すること。また、定期的な健康診断の受診、インフルエンザ等予防接種など、病院の指示に従わなければならない。
- ⑨受託者及び従業員は、業務上知り得た利用者の個人情報等を第三者に漏洩してはならない。このことは使用許可期間終了後も遵守しなければならない。
- ⑩施設は善良な意思をもって管理し、常時整然かつ清潔に保たなければならない。また、無断で改修、模様替え等を行ってはならない。
- ⑪病院の実施する防災訓練、法今年次点検、施設修繕等に協力すること。
- ⑫自然災害や電気事故、非常時に病院の判断により実施する電力遮断の他、病院の実施する訓練、点検、修繕等の実施により停電や断水、インターネット回線の停止等が発生する場合には、受託者側で電気の供給等必要な対応を行うこととし、それにより生じた直接的、間接的損害について、病院側は一切補償しないものとする。
- ⑬受託者は、毎年度末に収支、利用者数等の経営状況を病院に報告しなければならない。

8 使用許可から新店舗開店までにおける条件

- ①平成30年4月上旬（予定）の使用許可後、受託者は6月1日（予定）のオープンまでの期間に改装工事を完了すること。
- ②改装工事については、事前に病院と協議のうえ行うこと。また改装工事の際は防音防塵対策を行い、病院利用者の迷惑とならないよう極力配慮すること。
- ③改装工事期間中の仮店舗の営業は、現売店運営事業者が行う。受託者は、イートインコーナーの一部、及びフラワーコーナーを仮店舗として利用させる等可能な限り仮店舗運営に協力すること。
- ④上記の仮店舗運営期間中における使用料の扱いは以下のとおりとする。
 - ア：使用許可後から新店舗開店まで…月額目的外使用料のみ納付すること。
 - イ：新店舗開店後…目的外使用料と売上実績に応じた加算使用料を納付すること。

9 その他

- ①病院の平面図については電子メールで個別に送付する。送付を希望する場合は「鶴岡市立荘内病院院内売店運営事業者募集要項 15 提出及び問い合わせ先」まで問い合わせること。

- ②「鶴岡市立荘内病院院内売店運営事業者募集要項」及び本仕様書で示す「イートインコーナー」及び「フラワーコーナー」とは下記の図面で示す場所のことである。
- ③本仕様書に定めるもののほか、運営に際し必要な事項が生じた場合は、病院と協議し、その指示に従うこと。

